平成２７年（フ）第１２７３号
札幌市東区北24条東18丁目４番13―102号
債務者　川中　美穂（旧姓村井）
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２８１号
札幌市東区北31条東９丁目１番15号　ハイム北31―201号
債務者　吉本　恭子
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２８７号
札幌市豊平区月寒東１条７丁目３番16―202号
債務者　玉井　佑依
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２９４号
札幌市東区北20条東10丁目３番12号　アーバン21―102号
債務者　高橋　清人
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３３２号
札幌市東区北37条東16丁目４番１号　第２ハイツフラワー201号
債務者　水上　浩一
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１８７号
群馬県渋川市半田1754番地
債務者　山浦　治彦
1　決定年月日時　平成27年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１９４号
群馬県伊勢崎市境伊与久3141番地　レオネクスト明神107
債務者　小野　雄哉
1　決定年月日時　平成27年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１９５号
群馬県伊勢崎市境伊与久3141番地　レオネクスト明神107
債務者　小野　香織（旧姓芝山）
1　決定年月日時　平成27年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１９６号
群馬県伊勢崎市太田町1108番地、住民票上の住所群馬県前橋市河原浜町1006番地25
債務者　鈴木　哲也
1　決定年月日時　平成27年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２０１号
群馬県前橋市泉沢町1140番地29
債務者　天笠　　清
1　決定年月日時　平成27年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第４３５号
千葉県船橋市北本町２丁目１番９―1005号
債務者　篠原　真弓
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５３２号
千葉市稲毛区長沼町177番地46　フィールドドリーム弐番館203号
債務者　小池　嘉子（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５４６号
千葉県市原市姉崎西３丁目１番地13　ドミール姉崎Ｂ棟102号、申立時の住所千葉県市原市西五所17番地３　ナカムラハイツ105
債務者　前田　勇次
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５８３号
千葉県船橋市芝山１丁目40番８棟1102号
債務者　本多　繭子
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５９１号
千葉県船橋市本中山６丁目９番８号　三和ハイツ107号
債務者　川口　卓宏
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第６０７号
千葉県浦安市当代島２丁目21番１―209号　マンションジュノⅡ
債務者　美濃　正明
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第６３２号
千葉県八千代市村上1113番地１　２街区35棟301号
債務者　山﨑あやの
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係